

議員提出議案第八号 文京区育成室運営条例の一部を改正する条例

新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条～第五条 (略) (保育料)</p> <p>第六条 保育料は、児童一人につき月額 <u>九千円</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第七条～第十条 (略)</p> <p>付 則 <u>この条例は、平成三十年四月一日から 施行する。</u></p>	<p>第一条～第五条 (略) (保育料)</p> <p>第六条 保育料は、児童一人につき月額 <u>一万円</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第七条～第十条 (略)</p> <p>付 則 <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 (略)</u> <u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 平成二十八年四月から平成三十年三 月までの月分の保育料については、こ の条例による改正後の文京区育成室運 営条例の規定にかかわらず、次の各号 に掲げる区分に応じ、当該各号に定め る額とする。</u></p> <p><u>一 平成二十八年四月から平成二十九 年三月まで 児童一人につき月額八 千円</u></p> <p><u>二 平成二十九年四月から平成三十年 三月まで 児童一人につき月額九千 円</u></p>